

地域密着型サービス及び居宅介護支援の指定申請に係る指定（更新）申請書 及び添付書類作成の留意事項について

- 「地域密着型サービス及び居宅介護支援の指定申請に係る添付書類一覧（新規）」及び「地域密着型サービス及び居宅介護支援の指定申請に係る添付書類一覧（更新）」により、各サービスごとに添付すべき書類を確認のうえ、各書類の作成に当たっては、次表の事項に留意して下さい。

	書類区分	形態	提出書類・作成上の留意事項
1	指定（更新）申請書	第1号様式 第5号様式	○ <u>代表者に要件があるサービスについては、研修修了証の写し等の要件を満たしていることが確認できるものを添付して下さい。</u> ○上記以外の注意事項は様式の備考を参照して下さい。
2	申請書付表	付表1～10	○申請するサービスの付表を添付して下さい。 ○注意事項については、付表の備考を参照して下さい。
3	申請者の登記事項証明書 又は条例等	写し	○申請する事業を実施する旨の記載のある、登記事項証明書等を添付して下さい。 ・社会福祉法人、株式会社等の場合 登記事項証明書 ・市町村の場合 条例に係る市町村公報などの事業実施を証明する書類の写し
4	特別養護老人ホームの認可証等の写し	写し	○老人福祉法第15条第4項に基づく認可証等の写しを添付して下さい。
5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1 (各サービス別)	○ <u>事業開始予定月（更新申請においては申請書提出月）</u> について記載して下さい。 ○ <u>管理者及び従業員全員</u> について、毎日の勤務時間数を記載して下さい。 ○ <u>2以上の職種を兼務する従業者</u> については、 <u>それぞれの時間を案分して記載してください。</u> ○上記以外の注意事項については、参考様式の記入方法を参照して下さい。 ○ <u>資格要件がある職種</u> については、 <u>資格証や研修修了証の写し等の資格が確認できるものを添付してください。</u>
6	管理者の経歴書	参考様式2	○注意事項については、参考様式の備考を参照して下さい。

7	事業所の平面図	参考様式3又は既存図面等を基に自己作成	○事業所の平面図 <ul style="list-style-type: none"> 参考様式3を使用する場合 参考様式の備考及び記載例を参照して下さい。 自己作成する場合 A4又はA3（A3の場合は折り畳んで下さい。） 用途及び面積を明示して下さい。
8	設備等一覧表	参考様式4	○申請するサービスの設備等一覧と事業所の設備等を確認し、チェック欄に「✓」を記載して下さい。 ※すべてに「✓」が記載されていない場合は、要件を満たさず指定できません。
9	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	自己作成	○地域密着型介護老人福祉施設において、サテライト型居住施設にあたる場合のみ作成して下さい。 ○本体施設の指定申請書、付表の写し及び平面図を添付して下さい。 ○施設の周辺案内図（本体施設とサテライト型居住施設の移動経路、方法及び移動時間を明記すること）。
10	併設する施設の概要	自己作成	○地域密着型介護老人福祉施設において、併設する施設等がある場合は作成して下さい。 ○併設施設等のパンフレットがある場合は添付して下さい。
11	運営規程	自己作成	○4ページ～7ページの「運営規程における規定事項一覧」で必要事項を確認の上、利用者等にわかりやすく策定して下さい。
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5	○次の事項について、具体的にわかりやすく記載して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置（担当者名や連絡先） 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順 その他参考事項 ○上記以外の注意事項については、参考様式の備考を参照して下さい。
13	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	写し	○利用者の病状が急変した場合など、必要な場合に連絡を行う協力医療機関及び協力歯科医療機関との契約書等の写しを添付して下さい。
14	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	自己作成	○次の事項について、具体的にわかりやすく記載して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> サービス提供を終了した者に対する他のサービス提供確保のための連携・支援体制 夜間における緊急時の対応等のための連携・支援体制

15	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	自己作成	<p>○他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供困難時の対応 ・ 指定居宅サービス事業者等との連携 ・ 介護保険施設との連携 ・ 事故発生時の対応等
16	誓約書	参考様式6	<p>○法第78条の2第4項（地域密着型サービス）、法第79条第2項（居宅介護支援）、法第115条の12第2項（介護予防地域密着型サービス）の各号に該当しないか確認し申請者が誓約します。</p> <p>○役員等（管理者含む）も上記事項に該当しないか確認が必要です。</p> <p>○注意事項については、参考様式の備考を参照して下さい。</p>
17	介護支援専門員一覧表の氏名及びその登録番号	参考様式10	<p>○<u>介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書の写しを添付</u>して下さい。</p> <p>○上記以外の注意事項については、参考様式の備考を参照して下さい。</p>

※指定更新申請の場合で変更がない場合は、1、2、5及び16以外の書類については省略可能。

(運営規程における規定事項一覧)

サービス種類	運営規程に規定しなければならない事項
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項
夜間対応型訪問介護	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項
地域密着型通所介護 (療養通所介護以外)	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 ※営業時間は通常のサービス提供時間であり、延長サービスを行う場合は通常のサービス提供時間と延長サービスを行う時間を分けて記載して下さい。 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項

<p>地域密着型通所介護 (療養通所介護)</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 ※営業時間は通常のサービス提供時間であり、延長サービスを行う場合は通常のサービス提供時間と延長サービスを行う時間を分けて記載して下さい。 (4) 指定療養通所介護の利用定員 (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(介護予防)認知症対応型通所介護</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 ※営業時間は通常のサービス提供時間であり、延長サービスを行う場合は通常のサービス提供時間と延長サービスを行う時間を分けて記載して下さい。 (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(介護予防)小規模多機能型居宅介護</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項</p>

<p>(介護予防)認知症対応型共同生活介護</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員 (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 入居に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項
<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員及び居室数 (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入所定員（ユニット型の場合） (5) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設の利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他指定地域密着型介護老人福祉施設の運営に関する重要事項
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項

居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none">(1) 事業の目的及び運営の方針(2) 職員の職種、員数及び職務の内容(3) 営業日及び営業時間(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額(5) 通常の事業の実施地域(6) 虐待の防止のための措置に関する事項(7) その他運営に関する重要事項
--------	---

(加算等に係るその他届出様式)

○加算の算定等の体制について、届出を行う必要があります。

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」のほか、算定する加算等により必要な別紙様式及び添付書類がありますので、「加算等の届出に係る添付書類について」によりご確認ください。

- ・「訪問系、通所系、多機能系、居宅介護支援」の事業所は、15日以前に提出が受理された場合は、翌月から算定できる。
- ・「入居系」の施設等は、届出が受理された日の翌月から算定できる。(月の初日の場合はその月から算定可。)

サービス種類	算定する加算等	届出様式
全サービス共通	割引率の設定	別紙5-2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	緊急時訪問看護加算	別紙8
	特別管理体制 ターミナルケア体制	
	サービス提供体制強化加算	別紙12
	認知症専門ケア加算	別紙D
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算	別紙12
	認知症専門ケア加算	別紙D
地域密着型通所介護（療養通所介護以外）	ADL維持等加算	別紙19
	サービス提供体制強化加算	別紙12-3
	認知症加算	別紙B
	中重度ケア体制加算	別紙C
	サービス提供体制強化加算	別紙12-3
地域密着型通所介護（療養通所介護）	サービス提供体制強化加算	別紙12-2
(介護予防)認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算	別紙12-3
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算	別紙12-5
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算	別紙12-6
	認知症専門ケア加算	別紙D
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居継続支援加算	別紙20
	テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	別紙20-2
	夜間看護体制	別紙9
	看取り介護加算	別紙9-5
	サービス提供体制強化加算	別紙12-6
	認知症専門ケア加算	別紙D

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	日常生活継続支援加算	別紙 1 6
	テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係）	別紙 1 6-2
	看護体制加算	別紙 9-3
	テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	別紙 2 2
	栄養マネジメント体制	別紙 1 1
	配置医師緊急時対応加算	別紙 2 1
	看取り介護体制	別紙 9-4
	褥瘡マネジメント加算	別紙 2 3
	サービス提供体制強化加算	別紙 1 2-4
	認知症専門ケア加算	別紙 D
看護小規模多機能型居宅介護	緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制	別紙 8
	訪問看護体制強化加算 訪問看護体制減算 サテライト体制未整備減算	別紙 8-3
	サービス提供体制強化加算	別紙 1 2-5
居宅介護支援	情報通信機器等の活用等の体制	別紙 1 0-5
	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ） 特定事業所医療介護連携加算 ターミナルケアマネジメント加算	別紙 1 0-3
	特定事業所加算（A）	別紙 1 0-4

(管理者等の資格要件)

サービス	職種等	要件
(介護予防) 認知症対応型通所介護	管理者	次のいずれかの研修を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修 ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修 (平成 17 年度実施)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	代表者	①及び②の要件を満たす者 <p>①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であること</p> <p>②次のいずれかの研修を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型サービス事業開設者研修 ・ 痴呆 (認知症) 介護実務者研修 (基礎課程) (平成 12 年度～16 年度実施) ・ 痴呆介護実務者研修 (専門課程) (平成 12 年度～16 年度実施) ・ 認知症介護実践研修 (実践者研修) (平成 17 年度実施) ・ 認知症介護実践研修 (実践リーダー研修) (平成 17 年度実施) ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修 (平成 17 年度実施) ・ 認知症介護指導者養成研修 (平成 12 年度～17 年度実施) ・ 認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修 (平成 13 年度～17 年度実施)
	管理者	①及び②の要件を満たす者 <p>①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として<u>3年以上</u>認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であること</p> <p>②次のいずれかの研修を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修 ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修 (平成 17 年度実施)
	介護支援専門員	・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(介護予防)認知症対応 型共同生活介護	代表者	(介護予防)小規模多機能型居宅介護と同じ
	管理者	(介護予防)小規模多機能型居宅介護と同じ
	計画作成担当者	①及び②の要件を満たすこと ①次のいずれかの研修を修了した者 ・認知症介護実践研修(実践者研修) ・痴呆(認知症)介護実務者研修(基礎課程)(平成12年度～16年度実施) ②1人以上は、介護支援専門員である者
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	施設長	次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事の要件を満たす者(次のいずれかに該当する者) ・学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・精神保健福祉士 ・学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法の規定により大学院への入学を認められた者 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③上に記載の者と同等以上の能力を有する者と認められる者(社会福祉施設長資格認定講習会)
看護小規模多機能型居宅 介護	代表者	次のいずれかに該当する者 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護の代表者の要件に該当する者 ・保健師又は看護師
	管理者	次のいずれかに該当する者 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護の管理者の要件に該当する者 ・保健師又は看護師
	計画作成担当者	(介護予防)小規模多機能型居宅介護と同じ

(提出書類以外に関する留意事項)

区分	留意事項
運営推進会議の構成員 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護以外)	構成員として次の区分に該当する者がそれぞれ必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市の職員又は地域包括支援センターの職員 ・開設するサービスについて知見を有する者
介護・医療連携推進会議の構成員 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	構成員として次の区分に該当する者がそれぞれ必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・地域の医療関係者 ・市の職員又は地域包括支援センターの職員 ・開設するサービスについて知見を有する者
安全・サービス提供管理委員会の設置	安全かつ適切なサービスを提供するために設けられた委員会の設置要綱等(委員構成、開催頻度が記載されたものであること。)が必要です なお、構成員として次の区分に該当する者がそれぞれ必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療関係団体に属する者 ・地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者 ・その他安全かつ適切なサービス提供を確保するために必要と認められる者
非常災害対策計画	北海道の「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」を参考に策定を行ってください。
業務継続計画(自然災害)	厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考に策定を行ってください。
業務継続計画(新型コロナウイルス)	厚生労働省老健局「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考に策定を行ってください。